

名護市セミセルフレジ導入業務プロポーザル募集要項

1 目的

市民課及び税務課が発行する証明書等の交付手数料等の窓口における支払手段に、キャッシュレス決済を導入するとともに、併せて対面式セミセルフ式POSレジを導入することにより、市民サービスのより一層の向上と業務の効率化を図る。この要項は本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 名称 名護市セミセルフレジ導入業務
- (2) 履行場所 名護市港一丁目1番1号（名護市役所内）
- (3) 業務内容 名護市セミセルフレジ導入業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 機器等の納入期限 契約締結日から令和6年11月30日まで
- (5) 機器等の賃貸借期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（60か月）
- (6) 提案限度額
契約期間の総額 12,126,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（月額） 202,100円（消費税及び地方消費税を含む）
※上記金額は、賃貸借契約（別紙仕様書の「7 指定納付受託業務」以外の事項）に係る全ての費用を含めるものとする。
- (7) その他特記事項
指定納付受託業務については、上記賃貸借契約を締結する者との間で別途契約を締結する。
※指定納付受託業務の契約期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日まで
※指定納付受託業務に係る費用は、提案限度額には含まないが、本プロポーザルでの評価対象とする。

3 賃貸借契約の内容

調達機器等に係る費用、導入支援に係る費用、保守対応に係る費用及び納入設置に係る費用を含めること。

4 業務内容

名護市セミセルフレジ導入業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

5 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 過去3年以内に、類似業務の契約の実績があること。
※共同の企画提案において、キャッシュレス決済事業者に対して類似業務の実績は求めない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 会社再生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生または再生手続等を行っていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (7) 個人または法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- (8) 機能要件確認書（様式9）に記載される機能要件がすべて可能であること。
※機能要件は、代替案またはカスタマイズにより可能な場合も可とする。

※複数の事業者等で結成する団体（共同企業体等）で参加する場合は、構成する事業者等の全員が上記(2)～(7)の参加資格要件を必ず満たしていなければならない。

6 契約候補者選定スケジュール（予定）

項目	期日または期限
案件公表（公告）	令和6年6月3日（月）
質問書の提出期限	令和6年6月10日（月）正午必着
質問書の回答（市ホームページ掲載）	令和6年6月12日（水）
参加表明書及び企画提案書提出期間	令和6年6月24日（月）正午必着
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年7月4日（木）
選定結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約締結（予定）	令和6年7月中旬頃

7 質問の受付及び回答

本募集要項及び仕様書等に関する質問を次の通り受け付ける。

- (1) 質問期間 令和6年6月3日（月）～令和6年6月10日（月）正午
- (2) 提出場所 事務局（本要項16のとおり）
- (3) 提出方法 質問書別紙様式1を電子メールにて送信する。
- (4) 回答方法 質問に関する回答は令和6年6月12日（水）までに名護市ホームペ

ージに掲載する。

なお、質疑回答の内容をもって、本要項及び仕様書等の追加又は修正をしたものとする。

8 参加表明書及び企画提案書の提出

参加表明書及び企画提案書を提出する者は、次の各号に掲げる事項に従うこと。

- (1) 提出期間 令和6年6月3日（月）～令和6年6月24日（月）正午
- (2) 提出書類

	提出書類	規格	部数	備考
1	参加表明書	様式2	1部	
2	企画提案書		8部	企画提案書作成要領（別紙1）に従い作成すること。
3	納税証明書		1部	税務署発行の納税証明書（その3の3）。また名護市に課税客体のある者は名護市税の滞納のない証明書を併せて提出する。本市に納税義務がない者は様式8を提出する。

※証明書等の発行日は、申請日から起算して3か月以内のものとする。

※共同提案者がいる場合は、それぞれで納税証明書を準備し提出する。

- (3) 提出場所 事務局（本要項16のとおり）
- (4) 提出方法 持参または書留郵便（提出期限内必着）
- (5) 提出書類の留意事項
 - ① 納税に係る証明書※3か月以内に発行されたものを提出すること。（写し可）
 - ア 国税納税証明書
 - イ 沖縄県税の滞納がない証明書（完納証明でも可。直近2年分）
 - ウ 法人の名護市税の滞納がない証明書（完納証明でも可。直近2年分）
 - ② 本市に納税義務がない場合は、納税状況等確認承諾書（様式8）
 - ③ 沖縄県に納税義務がない場合は、その旨を誓約する文書

9 企画提案書の審査及び評価

- (1) 審査主体 名護市セミセルフレジ導入業務プロポーザル選定委員会
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書に関するプレゼンテーション（詳細説明）、ヒアリング（質疑応答）を行う。

- ア 開催日 令和6年7月4日（木）
- イ 開催時間及び場所 別途、通知する。
- ウ 制限時間 準備10分 説明30分以内 質疑応答10分以内
- エ プレゼンテーションの留意事項

- ⑦ 別紙1「2 提案項目」中のPOSレジ、キャッシュレス端末の各項目については、プレゼンテーションのほか、操作のデモンストレーションを行う

こと。実機の搬入が困難な場合は、動画でも可とする。

デモンストレーションの内容は、次に掲げる事項とし、冗長にならないよう留意すること。

- ・POSレジ、キャッシュレス端末の概要
- ・支払時における来庁者側、職員側の画面構成、操作
- ・停電等の障害時の際のオフラインでの操作
- ・決済の取消し操作
- ・集計の際の出金、入金の操作
- ・集計データ作成の操作
- ・その他特に紹介したい機能等

④ 説明者は、3名以内とすること。

⑦ プレゼンテーションでパワーポイント等を使用する場合は、企画提案書提出の際に申し出ることとし、パソコンは各自で用意すること。またモニターに照射するため、HDMIケーブルが使用できるものを準備すること。

(3) 評価基準は次のとおりとする。

評価項目	着目点	配点
1 業務実施の確実性	実績、業務体制、スケジュール 等	15
2 POSレジ (セミセルフレジ)	来庁者・職員視点での利用のしやすさ／集計機能は充実しているか／返金・取消操作は容易か 等	85
3 キャッシュレス決済端末	来庁者・職員視点での利用のしやすさ 等	30
4 指定納付受託者業務	入金サイクルや決済手数料の支払い方法等、市の要望に適っているか／事務の簡素化が期待できるか 等	55
5 セキュリティ対策	具体的なセキュリティ対策を示しているか 等	20
6 保守	障害発生時の迅速で着実な対応が期待できるか 等	45
7 導入支援	円滑な導入に向けての手厚いサポートが期待できるか 等	20
8 価格	下記の合計点とする。 ・賃貸借：5点×（最低見積額／自社の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。 ・キャッシュレス決済手数料：手数料率の平均に応じて1～5点	10
9 独自提案	狭隘な窓口スペースの有効活用が期待できるか／業務改善、窓口サービスの向上等が期待できるか	20
合 計		300

10 選定の方法

選定はあらかじめ設定した選定基準「9 企画提案書の審査及び評価(3)」に基づき、審査員が企画提案書及びプレゼンテーションの評価を行う形式で実施し、評価の合計点が、満点の6割以上のプレゼンテーション参加者のうち、総合評価で最高得点となった者を契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）として選定する。

なお、提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、契約候補者とする。

11 選定結果の通知及び公表

(1) 結果の通知

選定委員会の翌日以降、全ての参加者に対し、文書により結果を通知する。

(2) 結果の公表

契約候補者選定後、速やかに名護市ホームページ上にて結果を公表する。なお、選定の経緯に関する質問には一切応じない。

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) 選考会の指定する時間に来場しなかったとき。
- (3) 本実施要項「2 業務概要」の限度額を超える金額で価格提案されたとき。
- (4) 本実施要項「5 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (6) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めるとき。

13 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結し、速やかに契約結果を名護市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは、参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については、契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定に該当することとなった場合は、契約を締結しない。なおこの場合は、次点の者と協議するものとする。

- (1) 「5 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めるとき。

14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

15 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者が負担するものし、提出された企画提案書は返還しない。
- (2) 提出された各書類の差し替え、再提出を認めないものとする。
- (3) 当市に提出された書類等は公平性、透明性客観性を期すため、公表することがある。また、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、提案者に承諾なく無償で使用するものとする。
- (4) 提出書類における記名・押印は全て名護市競争入札参加資格登録名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (5) 参加表明書及び提案書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届（様式10）を提出することにより、参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。
- (6) 参加表明書及び提案書を提出後、本実施要項「5 参加資格」の各号いずれかに該当しないことが確認された場合、また本実施要項「12 失格要件」の各号いずれかに該当することが確認された場合は、直ちに失格とするものとし、プレゼンテーション及びヒアリングへの参加を拒否するものとする。

16 事務局

名護市市民部市民課 担当 高良

〒905－8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

電話 0980－53－1212（内線149）

FAX 0980－53－2012

E-mail shimin@city.nago.lg.jp